

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	基幹系-AIST包括FW札幌市版適用支援業務	
発 注 課	システム管理課	
選 定 事 業 者	ピースミール・テクノロジー株式会社	
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）		
<p>本業務は国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下、「産総研」という。）が独自に開発した産総研包括フレームワーク（以下、AIST包括FWという。）を本市向けに変更した、AIST包括FW札幌市版を基幹系情報システムに継続して適用していくための支援活動となり、この活動ではAIST包括FWの修正及び改変する作業が発生する。</p> <p>AIST包括FWを修正および改変する権利は、知的財産権の流出を防ぐ必要性から産総研および、産総研から産総研技術移転ベンチャーとして、唯一、AIST包括FWの技術を用いた情報システム開発等の各種支援をすることが認められている当該業者のみが保有するものである。</p> <p>しかし、産総研については、国立研究開発法人産業技術総合研究所法第11条の規定により本業務を受託することができないため、本業務を履行できるのは当該業者のみとなる。</p> <p>したがって、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」第11条第1項第1号に該当するため、当該業者を特定して随意契約することが妥当である。</p>		
根拠法令	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第1号	
	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（第48条・第91条）第1項（ ）	
決 定 日	平成31年2月21日	